

香芝市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第22号

香芝市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険財政調整基金条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 保健事業（緊急に実施することが必要となった事業を除く。）の経費の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。